

(改正後)

(改正前)

自動継続定期貯金規定（総合農協）

自動継続定期貯金規定（総合農協）

1. ～ 2. (省略)

1. ～ 2. (省略)

3. (利息)

3. (利息)

(1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

(1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

(2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

(2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① この貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

① この貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日 (追加) に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

② 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

(3) ～ (5) (省略)

(3) ～ (5) (省略)

4. ～ 13. (省略)

4. ～ 13. (省略)

(2024年4月1日現在)

(2022年4月1日現在)